

飼い主が守るべきこと

★ ペットの健康と安全を守るために・・・

★ 他人への迷惑、周辺環境への侵害を防止するために・・・

動物の飼い主は、下記の事項を守る義務があります。
一時的に動物を預かっている方も対象となります。

※ここでいう動物とは・・・

人が飼養・保管・給餌する哺乳類・鳥類・爬虫類とします

但し、畜産農業用の動物や実験動物、野生動物は除きます。

1 適切な給餌と給水

★ 動物の種類や数、
発育状況、健康状態
に合わせて



2 日頃の健康管理

★ 病気やケガの予防、
必要な時に獣医師
に受診します



3 適切な飼養環境の確保

★ 動物の種類や生態等に
合った飼養施設(ケージ)
や環境(室温等)に



4 ケージ等の清潔保持

★ 動物の排泄物等は
きちんと片づけて、
毎日清潔な環境に



5 公共の場等を汚損しない

★ 公共の場所や他人の
土地・建物等を汚損
してはいけません



6 他人に迷惑をかけない

★ 動物の鳴き声や悪臭、被毛等
により周囲に迷惑を
かけてはいけません



7 適正飼養できる頭数

★ 飼う頭数は、最後
まで適正に飼養で
きる頭数とします



8 みだりな繁殖の防止

★ 不妊去勢手術等
により頭数増加
を抑制します



9 人獣共通感染症の知識

★ 人と動物の共通感染症に
ついて正しい知識を持ち、
感染予防に努めます



10 動物の逸走防止措置

★ 動物を逃がさない対策
をし、逃げた場合は責
任をもって収容します



11 人の生命身体財産を 侵害しない

★ 人や人が飼う動物等
に危害を与えないよ
う飼養します



12 災害への備え等

★ 飼育用品の備蓄、持ち出
し準備や、災害時の動物
の安全確保に努めます



上記の基準は、動物愛護管理法による基準『家庭
動物等の飼養及び保管に関する基準』にも定めら
れています。条例には、その基準の中から、特に
重要な項目を再掲してあります。

犬・猫の飼い主さんはウラ側も見てね！



- 犬に関するお手続き
- 飼い主のいない猫への不妊去勢支援（助成金）
- 犬や猫の譲渡を受けたい
- ペットが迷子になったら
- ドッグラン金沢を利用したい
- その他ペットに関する困りごと など

市公式ホームページをご覧いただか
下記窓口にお問い合わせください。



ペットショップや獣医さんでもペットに関する相談に
乗ってもらえます。ペットを購入する際は、購入後も
気軽に相談できる、信頼のおける店舗を選びましょう。
また、かかりつけ医を決めておくと安心です。



～市民と動物が幸せに暮らすまちを目指して～

金沢市における 市民と動物が共生する社会 の推進に関する条例

令和3年4月1日 施行



金沢市では「犬猫の殺処分ゼロ」を目指すこととし、犬
や猫の適正飼養や終生飼養を推進するため、様々な取組を行っています。

その一環として、市民に動物愛護の精神をさらに高めて
いただき、市民と動物が幸せに暮らす社会を実現するため、
上記の条例及び規則を制定しました。

動物の命は尊く、
飼い主にとっては
家族の一員である
と理解すること



動物に対する
価値観は人に
より違うと
理解すること

動物について
正しい知識の
普及と公衆衛
生の確保

市民と動物の共生を進める
ために必要なこと

相互の理解と
連携の下で、
協働して進め
ること

動物は子供の
豊かな情操育
成に資すると
認識すること

金沢市

それぞれの役割(責務)

市民と動物が幸せに暮らすまちを実現するには、動物にかかわるあらゆる主体がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要です。

- 施策の策定と実施
- 施策に市民等の意見を反映させ、市民等の理解と協力を得る

※動物の飼養の有無に関わらず

- 動物は命あるものと認識、動物愛護に努める
- 市の施策に協力する

- 飼養する前に、飼う動物に関する知識の習得に努める（生態や習性等）
- 終生飼養に支障が生じないよう努める

飼う前によく考えることが大切です！

- ★ 最後まで責任をもってきちんと世話ができますか？
- ★ 自分以外にペットの世話を頼める人はいますか？
- ★ 「飼わない」ことも選択肢の一つです。

- 飼っている動物の生態等を理解し、愛情を持って適正に飼養する
- 周辺の生活環境や自然環境に配慮する
- 終生飼養する

※ やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つける

ペットは飼い主を選ぶことができません！

- ★ 動物の適正飼養や終生飼養は、動物愛護管理法にも定められていますが、飼い主として当然のことです。

- 動物の健康や安全の保持、向上

- 動物の購入者等（譲渡も含む）に対し、
・適正な飼養方法を説明し、理解させる
・終生飼養を促す、終生飼養困難な者は販売や譲渡をしないよう努める

- 市の施策に協力

動物を取り扱う窗口としての大きな役割

- ★ 相手方の飼養環境や家族構成等の情報から、飼養に適した動物を勧める
- ★ 一人暮らしや高齢者の場合は、世話を頼める人が他にいるか確認する
- ・など、終生飼養確保のための対応を！

飼い主のいない猫に給餌する者が守るべきこと

地域の方々が快適に生活できるよう、また、これ以上不幸な命を増やさないためにも、ノラ猫に餌を与える場合は下記の事項を守ることが必要です。

不適切な給餌（周辺の生活環境に支障のある給餌）の禁止

- ★ 適切な給餌に → ● 給餌・給水の管理と排泄物の処理
努めます ● 不妊去勢手術により繁殖防止
● 周辺住民の理解を得る

『飼い主のいない猫との正しい付き合い方』

『飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成』

案内チラシあります！裏面の窓口にお問合せ下さい。

犬猫の引取り、収容等について

犬猫の終生飼養推進のため、下記の事項を定めています。

● 犬猫の引取りを求める飼い主に対する指導

終生飼養、繁殖防止等の措置について指導します

● 市が引取りを拒否できる場合

- ・動物取扱業者
- ・繰り返し引取りを求める者
- ・市の指導や改善命令に従わない者（繁殖防止等）
- ・犬猫の老齢や疾病が理由の場合
- ・あらかじめ譲渡先を見つける取組を十分に行っていない場合
- ・飼養が困難であるとは認められない場合
- ・周辺の生活環境を損なう恐れのない場合（ノラ猫）

※ 法の規定を元に定めており、従来からの運用と同様です。

※その他、犬猫の収容から譲渡までの手続きについて定めています。

市の施策等について

● 市の基本施策

- ・市民等と協働して行う取組
- ・環境整備
- ・市民等への教育と意識啓発
- ・収容犬猫の譲渡の推進

● 国や石川県、他自治体、関係団体等との連携

● 指導助言

- ・飼い主に対して（必要な時）
- ・犬猫多頭飼育者に対して
- ・飼い主のいない猫に餌を与える者に対して

● 技術的、財政的な支援

- ・飼い主のいない猫に餌を与える者等に対して

それぞれの役割(責務)



1

市民と動物が幸せに暮らすまちを実現するには、動物にかかわるあらゆる主体がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要です。

- 施策の策定と実施
- 施策に市民等の意見を反映させ、市民等の理解と協力を得る

※動物の飼養の有無に関わらず

- 動物は命あるものと認識、動物愛護に努める
- 市の施策に協力する

- 飼養する前に、飼う動物に関する知識の習得に努める（生態や習性等）
- 終生飼養に支障が生じないよう努める

飼う前によく考えることが大切です！

- ★ 最後まで責任をもってきちんと世話ができますか？
- ★ 自分以外にペットの世話を頼める人はいますか？
- ★ 「飼わない」ことも選択肢の一つです。

- 飼っている動物の生態等を理解し、愛情を持って適正に飼養する
- 周辺の生活環境や自然環境に配慮する
- 終生飼養する

※ やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つける

ペットは飼い主を選ぶことができません！

- ★ 動物の適正飼養や終生飼養は、動物愛護管理法にも定められていますが、飼い主として当然のことです。

- 動物の健康や安全の保持、向上

- 動物の購入者等（譲渡も含む）に対し、
・適正な飼養方法を説明し、理解させる
・終生飼養を促す、終生飼養困難な者は販売や譲渡をしないよう努める

- 市の施策に協力

動物を取り扱う窗口としての大きな役割

- ★ 相手方の飼養環境や家族構成等の情報から、飼養に適した動物を勧める
- ★ 一人暮らしや高齢者の場合は、世話を頼める人が他にいるか確認する
- ・など、終生飼養確保のための対応を！

飼い主のいない猫に給餌する者が守るべきこと



4

地域の方々が快適に生活できるよう、また、これ以上不幸な命を増やさないためにも、ノラ猫に餌を与える場合は下記の事項を守ることが必要です。

不適切な給餌（周辺の生活環境に支障のある給餌）の禁止

- ★ 適切な給餌に → ● 給餌・給水の管理と排泄物の処理
努めます ● 不妊去勢手術により繁殖防止
● 周辺住民の理解を得る

『飼い主のいない猫との正しい付き合い方』

『飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成』

案内チラシあります！裏面の窓口にお問合せ下さい。

犬・猫の飼い主さんへの追加項目



3

犬猫の飼い主さんは、前ページの12項目に追加して、下記の事項を守ることが必要です。



犬の飼い主



犬を係留しておくこと

- ★ 人や他の動物等への危害を与えないようにします
(県の犬の危害防止条例にも同様の規定があります)

※ 但し、人等に危害を与える恐れがない場合を除きます

- ・自宅やオリ等の中に収容する場合
- ・警察犬や身体障害者補助犬等
- ・犬を制御できる者が犬を訓練する場合、丈夫な綱等で確実に保持して犬を運動させる場合、展覧会等に犬を出す場合
- ・生後90日以内の子犬



2

適正な運動

- ★ 犬種や健康状態に応じ、必要な運動量を確保します。



3

- ★ 飼い主が犬の行動をしっかり管理できるようにします。



ふんの回収と処理

- ★ 散歩にはふん回収用容器等を持参します。
★ ふんは直ちに回収し、適切に処理します。



4

- ★ マイクロチップや迷子札を装着します。鑑札や済票でもOK。



猫の飼い主



常時屋内で飼養

- ★ 愛猫の健康と安全のため、屋外に放さず、屋内だけで飼います。



2

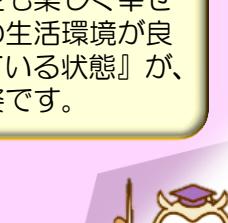
- ★ トイレのことやしたらダメなことは教えておきます



3

飼い主明示

- ★ マイクロチップや迷子札を装着します。複数あれば安心です。



4

- 『動物も飼い主も楽しく幸せで、かつ周囲の生活環境が良好に保持されている状態』が、目指す社会の姿です。

動物は言葉は話せませんが、感情はあります。
愛情をもって大切にしてくれる飼い主さんのことはきっと大好きなはず・・・

